

令和6年 月 日

鹿嶋市長 田口 伸一 様

### 申請要件に係る誓約書

令和6年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金の交付の申請をするに当たり、当該要綱を熟読し、申請に係る提出書類に虚偽の記載が無く、かつ次の1～10を含む申請要件の全てを満たしていることを確認しました。

1	開業に際して、鹿嶋市商工会へ加盟済み、又は加入します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	市が実施する経営状況に関するアンケートに協力します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	市税等を滞納していません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは関係者又はその利益となる活動を行う者ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	申請する事業は、申請年度内に開業し、1年以上継続して営業します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	申請する事業は、週3日以上、午前11時から午後7時までの間に2時間以上営業します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7	申請する事業は、小売、飲食、宿泊、サービス業等の観光客の利用が見込まれる業種又は市内外からの回遊客が立ち寄りやすい業態です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8	申請する事業は、管理、事務又は倉庫としての利用を主たる目的としません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9	申請する事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項・第5項・第11項・第13項及び茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号のいずれにも該当しません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10	同一の店舗又は申請者等において、過去10年間に鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金を交付されていません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

以上の内容に相違ないことを誓約します。

令和6年 月 日

住所

氏名